

## 事業概略書

事業名	障害者就労支援事業所が官公需を受注するための共同受注の仕組みづくりに関する調査事業
事業目的	平成24年6月に成立した「障害者優先調達推進法」は国や地方公共団体の官公需を障害者就労支援施設・事業所の仕事に結び付ける施策として有効であり、施設・事業所の製品・サービス等の情報と官公需の発注情報を把握し、需給のマッチングを図るとともに、障害者就労支援施設・事業所が共同して仕事を受注するなどを調整する共同受注窓口組織（都道府県障害者就労支援組織等）の役割に期待がかかっている。そこで、官公需の現状と社障害者就労支援施設・事業所の実情、共同受注窓口整備の現状等と地方自治体等からの受注にあたって必要となる事項等について調査し、障害者都道府県障害者就労支援組織等の機能等について検討し提案する。
事業概要	<p>障害者優先調達推進法を有効に活用するために、社会就労支援事業所の実情、共同受注窓口整備の現状等と地方自治体等の発注条件等について調査し、全国的に整備されつつある共同受注窓口組織の機能について整理し提案をまとめた。障害者就労施設の製品・サービスの情報、地方公共団体の需要情報を収集した。</p> <p>(1) 調査研究委員会の開催 調査票の検討、共同受注窓口整備にかかる提案の検討</p> <p>(2) 調査の実施 ①障害者就労支援施設調査、②都道府県・市行政調査、③都道府県障害者就労支援組織等調査、④事例調査</p>
事業実施結果及び効果	<p>(1) 都道府県における共同受注窓口の整備状況と課題が把握・整理するとともに、取り組みの方向性等を示すことで、今後の窓口整備の推進を図る。</p> <p>(2) 共同受注の対象となる品目等の把握と整理を行うことで、官公庁の需要と障害者就労支援事業所の物品やサービスのマッチングをすすめる。</p> <p>(3) 官公需のニーズ把握と就労支援事業の物品サービスの提供状況を比較するとともに、納品等の課題を整理することにより就労支援施設における応需に向けた取り組みの課題等を明らかにする。</p>
事業主体	<p>〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 TEL : 03-3581-6502 E-MAIL : z-shogai@shakyo.or.jp</p>

- (注) 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。